

令和3年度 札幌市居住支援協議会 事業計画

1 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」における相談体制の充実

住宅確保要配慮者の住まいに関する様々な困りごとに対し、入居から退去まで切れ目のない支援を行えるよう、生活支援サービス提供事業者や居住支援関連団体等との連携を図り、貸主と入居者をつなぐコーディネート機能を充実させていく。

2「札幌市居住支援協議会见守り機器設置費等補助制度」の運用開始(参考資料3参照)

貸主、入居者の双方が安心して暮らせる見守り機能を備えたセーフティネット住宅の確保を図るため、セーフティネット住宅の貸主に対し、見守り機器の購入費用及びこれに付帯する取付費用の一部補助を実施

3 部会による具体的な協議

【企画検討部会】

(1) 居住支援関連団体等との連携について

死後事務等についての課題解決や住まいと生活支援のスムーズなマッチングを行うため、多様な連携体制を構築する。

(2) 居住支援に係る情報の普及啓発について

居住支援協議会の活動を周知するとともに、将来、住まいに関する問題が起こらないよう、見守り等の各種生活支援サービスの情報や終活、死後事務の問題等について啓発する。

【相談窓口部会】

(1) 相談窓口の運営と相談員のスキルアップについて

継続して相談窓口を運営し、出張相談会等を開催して住宅確保要配慮者の住まい確保をサポートする。

相談窓口での多種多様な相談に対応するため、相談員個々の相談力スキルアップを図る。

(2) 関連団体等との連携強化について

相談内容によっては、窓口だけでは解決することが難しい相談もあるため、関連団体との連携を図り、協力体制を構築していく。

(3) 相談窓口の周知

相談窓口を広く周知し、住まいの確保で様々な困難を抱える市民に利用してもらうよう努める。

4 普及啓発・広報活動

相談窓口等、札幌市居住支援協議会の活動を周知するとともに、将来、住まいに関する問題が起こらないよう、各種生活支援サービスの情報や終活、死後事務の問題等について、多様な媒体（市の広報誌、ホームページ、ガイドブック、マスメディア、セミナー等）を活用し、啓発を図る。